

災害	災害見舞金 ■	組合員が、共済組合から災害見舞金の給付を受けたとき	共済組合からの災害見舞金が、 標準報酬月額3月分るとき 300,000円 標準報酬月額2～2.5月分るとき 180,000円 標準報酬月額0.5～1.5月分るとき 60,000円	●㊟災害見舞金請求書 ※ 共済組合共通様式(共済に提出)
		組合員が、水震火災その他非常災害により、住居若しくは家財の5分の1以上の損害を受けたとき又は平屋建の家屋で床上浸水を受けたとき	30,000円	

《福祉事業》

■ 自動給付

■ 請求払(互助組合へ請求)

事業名	事業内容	主な必要書類
リフレッシュ給付金 ■	該当年度の4月1日において、次の年齢に該当する組合員に50,000円を支給します。(7月末頃の送金を予定しています。) 【該当年齢】 30歳 40歳 50歳 54歳 59歳 ※ 任用期間に定めのある組合員は除きます。	※自動給付
生活習慣病予防健診(人間ドック) ■	公立学校共済組合広島支部が実施する「指定年齢健診」及び「シニア普通ドック」の費用のうち2,000円を助成します。	共済組合へ受診申込 (互助組合への手続は不要)
シニア普通ドック助成 ■	(共済組合員でない組合員が対象) シニア普通ドック助成事業として、健診費用の8割を助成します。	◎シニア普通ドック助成金請求書 (共済組合員は手続不要)
被扶養配偶者人間ドック ■	該当年度中に次の年齢に達する被扶養配偶者に、人間ドック健診費用のうち30,000円を限度として助成します。 【該当年齢】 40歳 45歳 50歳 55歳 60歳 ※ 人間ドック健診費用(オプション検査は除く。)が30,000円を超えている場合に限りです。	◎被扶養配偶者人間ドック助成金請求書 ●健診費用の領収書
福利厚生助成 ■	へき地校等に勤務している組合員に図書カード(2,000円券)を配付します。	
長期療養者見舞金 ■	傷病のため3ヶ月以上病気休暇、療養又は休職している組合員に10,000円の見舞金を給付します。 ※ 病気休職等期間中かつ1会計年度中につき1回の給付です。	◎㊟長期療養者見舞金請求書
義肢等制作費助成 ■	組合員が、傷病等により次の補装具を装着した時の購入費用、又は修繕費用を1会計年度につき100,000円まで実費の範囲内で助成します。 【対象となる補装具】 義手、義足、義眼、車椅子、松葉杖、人工乳房	◎㊟義肢等制作費助成請求書 ●補装具の領収書 ●地方公共団体から助成があった場合は、その事実を明記した書類
育児サポート事業 ■	組合員及び配偶者(被扶養者であることを要しない)が出産したときに、安心して子育てができるよう月刊育児誌「赤ちゃん!」を1年間(12冊)及び初回時に「お医者さんにかかるまでに」1冊を送付します。 ※ 夫婦で組合員の場合は、どちらか一方のみが対象となります。	◎育児サポート事業申請書 ●出産したことを証明する書類
普及事業	(公立学校共済組合広島支部と共催)	

※ ◎印については、互助組合ホームページ(<http://www.gojo.or.jp>)からダウンロードしてください。